# R1.8.7 個人情報保護審査会 議事録

発言者	内 容
林課長	時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会
(16:30)	を開会いたします。
	私は、審査会事務局の総務課長の林と申します。
	6月に審査会を開催いただいたばかりで間を開けな
	い開催になりご無理を申し上げたこと、また8月頭の大
	変お忙しいところでの開催になりましたこと、重ねてお
	詫び申し上げます。
	さて、本日の議事は、1時間程度の予定で進めさせて
	いただきますのでよろしくお願い申し上げます。
	初めに、後藤会長にご挨拶をお願いし、この後の議事
	進行をよろしくお願いいたします。
後藤会長	お暑い中お集まりいただき、ありがとうございまし
	た。
	本件はこれまでにないセンシティブな中身を含むも
	のとなりますので、十分なご審議をいただきたいと思います。
	A 7 0
	本日の委員会は、公開とするか否かを中津川市審議会
	等の会議の公開に関する指針第4条の規定により、審査
	会に諮って決定することとなっております。
	本日の案件は、指針第3条各号の公開しない場合にあ
	てはまらないため、公開することとしてよろしいです
	か。お諮りいたします。
小の乗旦	(田寺チャン))
他の委員	(異議なし)
後藤会長	ご異議がないようですので、本日の委員会は公開とす
	ることに決定しました。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。 令和元年7月25日付けで、中津川市長から当審査会 に対して諮問第4号「旧優生保護法に関する個人情報の 岐阜県からの収集及び提供について」が諮問されており ます。

中津川市個人情報保護条例第6条第2項第2号及び 同条第3項第7号並びに同条例第7条第1項第4号に ありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、 公益上特に必要があると認めた場合」には、社会的差別 の原因となる個人情報の収集、保有個人情報の本人以外 からの収集及び外部提供が可能になります。

今回の諮問について、市担当者から説明をお願いします。

#### 健康医療課長

本日は、お暑い中お集まりいただきありがとうございます。

私は本案件の主務課長でございます、健康医療課の渡 邉寿志と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、案件についてご説明申し上げます。

それでは、諮問第4号「旧優生保護法に関する個人情報の岐阜県からの収集及び提供について」についてご説明いたします。

まず、全体の概略といたしまして、岐阜県が所有する 旧優生保護法に基づく優生手術に関する資料の存在に ついて、当事者本人にお知らせするために、岐阜県から 当時の該当者の情報を受け、その者の現在の情報を提供 するというものです。

詳細といたしまして、平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が公布・施行され、国は、同

法に基づき旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対し、一時金320万円を支払うこととしました。 同法は5年間の時限立法であり、その間に申請を行わなかった場合、当該一時金の支給を受けることができません。

これを受けて岐阜県は独自に、保有する昭和35年から昭和38年までの間の「優生保護審査会議事録等」において個人名が確認できる方64名に、岐阜県が保有する資料の存在について本人に通知することとしました。

通知の方法といたしまして、事前に市町村が情報の提供を行えるか確認したうえで、岐阜県が保有する資料から確認できる対象者の当時の「氏名、生年月日、性別、本籍、住所」等をもって当該市町村に照会し、現在の対象者の「個人情報保有の有無、住民登録の有無、本人の現住所、現在の氏名」の提供を受け、通知するというものです。

今回、個人情報保護審査会に諮問をさせていただきました理由といたしましては、大きく3点、センシティブ情報の収集の制限及び本人からの直接収集に関する制限に抵触する可能性があり、また個人情報の外部提供の制限に抵触するというものです。

1点目のセンシティブ情報の収集の制限につきまして、中津川市個人情報保護条例第6条第2項に「個人の思想、信条、宗教その他個人の基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならない。」と規定されておりますが、例外として、同項第2号に基づき中津川市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合等に限り、当該情報を収集し、又は保管できることが定められています。

2点目の本人からの直接収集に関する制限につきまして、個人情報保護条例第6条第3項に「個人情報を収

集するときは、収集する目的を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。」とされており、こちらも例外として同項第7号に、個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合等に限り、当該情報を本人以外から収集できることが定められています。

本諮問案件につきまして、岐阜県から照会された情報は、当市において保管することなく、当市が保有する情報を提供後ただちに破棄する予定であるため、先述の2点については条例に定める、「収集」に該当するかは疑義の生じるところではありますが、本諮問案件の行為が抵触するか否かも含めてご審議をいただきたいと考えております。

最後に3点目の個人情報の外部提供につきまして、 こちらは同個人情報保護条例第7条第1項に「個人情報 取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報の提供を行ってはならない。」とされており、同様に 同項第4号にて個人情報保護審査会の意見を聴いて、公 益上特に必要があると認めた場合等に限り、当該情報を 提供することができます。

公益性につきまして、当該一時金について該当者にお 知らせすることは、この法律の該当者が自ら情報収集が 困難な障がいを持つ人が想定されること。また、岐阜県 の保持する該当者が高齢者で、かつ、申請を5年以内に 行う必要があり、時間的猶予が少ないこと等から公益性 があると考えております。

また、個人情報を収集し、提供することについても、 該当者の利益のためにやむを得ない必要最小限の情報 であり、情報の保護については、中津川市個人情報保護 条例及び岐阜県個人情報保護条例によって担保されま す。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお

願いいたします。

## 後藤会長 (16:40)

今説明をしていただき、分かりやすかったとは思いま すが、もう一度反芻させていただきます。

岐阜県が所有する旧優生保護法に基づく優生手術に 関する資料の存在について、当事者本人に知らせるため に、岐阜県から当時の該当者の情報を受けて、その者の 現在の情報を提供するということですので、岐阜県が情 報を持っているわけですね。手術したかどうかが分かる ようなものを持っていて、そういうもので固有名詞、住 所が分かったのですか。

#### 健康医療課長

はい。当時の審査会の議事録がございまして、その中 に住所、氏名、生年月日等が書いてあるものが存在して いるということです。

#### 後藤会長

なるほど、それに対してそれぞれ現在の住居地の住民 悪等があるかどうかをまず確認するということですね。

#### 健康医療課長

そうです。まずはご存命かどうかということが先にはなります。

#### 後藤会長

なるほど、生きているかどうか。そして、生きておられる方について、こういった一種の救済策があるので、 これを通知しようということですね。

#### 健康医療課長

そういうことです。こちらについて、審査会の議事録が見つかった時点で、県の方針ということで通知を行うということで依頼がありました。

## 後藤会長

県が行うということは、国とはまた別の判断になるということでしょうか。

## 健康医療課長

県独自の判断です。

## 後藤会長

となりますと先ほど詳細のこととして言われた平成 31年4月24日に法律が公布施行され、国が一時金を 320万支払うということとの関係はどういうものに なるのですか。

#### 健康医療課長

国として法律において、各自治体において今案件の情報を該当者に伝えることを求めております。

#### 総務課職員

県が行おうとしていることは、国がこの制度を行うということ、またその対象者となりうるということを周知するというものです。

## 後藤会長

320万円支払うというのは立法で行われているのですね。これは損害賠償ではなく、一種の補償ですね。 そういう補償金がもらえる可能性があるということを 県が通知するということですね。

#### 健康医療課長

そうです。

情報の流れといたしましては、県に申請が行われ、県 において事実の確認が行われ、県から国に情報が伝わる と、国からご本人宛に補償金が支払われるという手続き になっております。

#### 後藤会長

あとは、先ほどおっしゃられた64名が県の資料からすくい上げられており、その方々の住所、生きているかどうか等を事前に市町村が情報の提供ができるかを確認したうえで、岐阜県から情報が渡されるわけですね。

ここが審査会の判断を要するところですね。ひとまず この岐阜県からの情報の提供ができるかどうかを確認 ということにつきまして、こちらの意味は物理的に可能かどうかを確認しているということなのですか。

#### 総務課職員

いえ、こちらの確認とは、物理的なものに加えて、保 護審査会の意見を聴いて情報を提供できる準備が整っ ているかどうかの確認という意味です。

## 後藤会長

なるほど、では問題となっている3点について確認を いたしまして、センシティブ情報の収集の制限と、直接 収集の制限に抵触する。あとは外部提供の3点ですね。

これらの制限を解除するには、個人情報保護審査会において公益性があると判断する必要があるわけですね。

1点目として、個人の思想、信条、宗教その他個人の 基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならないのだけれども、当 該本人が320万円をもらえる機会を提供するのであれば、良いのではないかということ。

つまり、そういった立法措置があることを本人に伝えるメリットが公益性、特に必要があると認められるかを 我々が判断するということ。

2点目として、条例の6条3項に、本人から直接収集 しなければならないとされていますが、これも例外とし て審査会において公益上、特に必要があると認めた場合 は、収集できることになるということですね。

ただし、これらの収集という行為については、直ちに 書類を破棄するため、条例に抵触するか否かも考える必 要があるのではないかと。

3点目として、条例第7条に目的外利用及び外部提供の制限というのがありまして、これは個人情報の目的達成の範囲を超えて個人情報の目的外利用又は実施機関以外の者へ個人情報を提供してはならないという原則があり、ただし、例外として第1項の第1号から第4号

までに該当すればよいと

第1号として、本人の同意を得た場合、第2号として 法令等に定めのある場合、第3号として緊急避難の場 合、そして4つ目に審査会において公益上、特に必要が あると認めた場合、こちらで我々の判断が必要となると いう理解でよろしいですか。

## 総務課職員

はい。そのとおりです。

## 後藤会長

今説明をいただいて内容を咀嚼しているところですが、公益性について、本案件の該当者は自ら情報を収集することが困難な障害を持つ人が想定されること。それから岐阜県の保持する該当者が高齢者であり、お亡くなりになる可能性があること、5年という時間的な制限があること。

そして、個人情報を収集し、提供することについても、 該当者の利益のためにやむを得ない必要最小限の情報 であるということができれば、審査会として公益上特に 必要があるといえるのではないかということになるか と思います。

問題点としては、おおよそ整理されたかと思いますが、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。

#### 高田委員

よろしいですか。先ほどおっしゃったように国の法では、特にこのような措置を取りなさいと定めているわけではなくて、岐阜県独自の措置ということで、他の都道府県では行われていないのですか。

#### 健康医療課長

全国の情報をみますと、こういった措置を行っている ところは少ないといえます。ただし、すべての都道府県 の情報を把握しているわけではありませんし、現在、救 済の弁護士団がこういった措置を行うように各地に働きかけております。

岐阜県においては、現在把握している64人のうち3 人に通知を行ったところです。

後藤会長

64人というのは、岐阜県下の対象者の総数ですか。

健康医療課長

いえ、実際に岐阜県に残っていた昭和35年から38年分の審査会の資料において確認できた人数です。全体の総数としては、法律自体は昭和23年に施行されて、平成8年までありましたので、その間に報道によると全国で1万6千人ほどが手術を受けられたのではないかといわれております。

後藤会長

岐阜県が把握している岐阜県下の対象者ということ ですね。

総務課職員

そうです。本案件の対象者としては、6 4分の数人ということになると思われます。

高田委員

現実として対象者としては中津川市内にもこの何倍 もの対象者がおられるのですね。

総務課職員

おっしゃる通り、そう想定されます。

後藤会長

本案件の対象者は、全て高齢者になるのですか。

池田委員

生殖可能な年齢の方がそういった手術を強制的にさせられたということですよね。

健康医療課長

そのとおりです。

対象の方が障害を持っておられるとわかってからの

施術になりますので、資料の時期を考えると65歳以上 の年齢の方と思われます。

## 後藤会長

公益上特に必要があると認められる場合にあたるかどうかという判断の要素について、個人的に戦う被害者でなければ、確かにそういうチャンスがあるということについて、通知がされてそれで良かったという方が多いと思われます。

この補償は損害賠償として定められているわけではなく、これを貰ったら一切もう何ももらえないという性質のものではありません。これは国のお詫びとして渡すということで、裁判を行えば上乗せ補償を行うことができます。労災等と同じで、労災保険金がおりるけれど、そのさらに上乗せで支払われることがあるというものです。

そこまで見据えているような人からすると、3 2 0 万 円もらえたからどうなんだと考える可能性がないかど うかというところです。

ここから先は審査会の委員の考えをしっかりまとめておかないと、そういう意見があったときにどういう審査経過だったのかをしっかりしておかなければならない。公文書になりますので、公開されますよね。

## 総務課職員

はい。

本審査会の議事録につきましては、情報公開請求がなくとも公開をいたします。

## 後藤会長

そこの部分で、相当責任をもった説明をしておかない と、怖いことになるという気がいたします。

メリットだけを伝えるのでいいのではないかという 考え方もあると思うのですが、条例の原則が厳しく定め られていますよね、それらといろいろなものを勘案した ときに、釣り合うメリットなのかという判断をしなければならない。

現実的に考えれば、ご高齢の方でこれだけのものをちゃんと提供するべきではないかとは考えられます。

## 総務課職員

法文には、市町村は周知するよう努めるとする定めが あります。

あと、ご本人にあくまで周知するのみで、申請を強要 する者ではありません。

## 後藤会長

それはもちろん、ただ本当に限られた人であるとは思 うのですが、金銭でどうにかなる問題ではないと考える 方が存在する可能性がある。

もちろんそれについては個人の自由ですし、お金の問題としてしまうと気分を害される方もお見えになる。

すでに国はこの問題に関しては謝った格好になって いますよね。

#### 健康医療課長

そうです。

また、今回のこの法律は議員立法として成立しております。

#### 後藤会長

現実的には、この法が定められていることを知らずにいる人にとっては、この法が定められたと知らせることは非常にプラスになると思われます。

#### 健康医療課長

岐阜県の方でも今会長がおっしゃられたことを勘案 しておりますし、法律の成立過程におかれましても、知 られたくない自由を侵害することになるのではないか という議論もございました。

その中でも比較考慮をしたうえで県のほうで独自に 知事の方針としてこういった方法をとるということが 決められたのだと推測します。

## 後藤会長

審査会としてそういう判断をとれるかどうかですね。 審査会の判断に任せられているところです。

こういった救済の手段を対象者に周知することが良いことではないかという一致した意見がでれば、それが 審査会の意見をきいて公益上特に必要があると認める ことにつながる。

## 総務課職員

条例においては、あくまで審査会の意見を聴いて、実 施機関が公益上特に必要があると認めた場合ですので、 最終決定権は実施機関ということにはなります。

## 後藤会長

ただ、現実的なことをいうとすれば、もし市や県が訴えられた場合は、おそらく意見を言った共同不法行為者として訴えられる可能性はあります。

その覚悟をしたうえで意見を言わなくてはならない。非常に難しい案件ではあります。

議員立法ということが判断の手助けにはなりますね、 国が勝手に行っているわけではなく、議員が国民の声と して行ったものである。

#### 健康医療課長

法律で定めれられている地方公共団体、国の責務というものがございまして、これは第12条に定められておりまして、第1項として国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。第2項として国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。第3項として前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受

けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。として定められております。

以上のように申請を行うにあたっては市の責務として十分な支援を行うことは求められております。

## 後藤会長

法において、通知を受けて怒りを覚える人がいたとしてもそういったことを恐れずに、しっかりと周知をするように議員立法として求められている。ということですね。

## 健康医療課長

そうです。

#### 後藤会長

あとは、既に申請をしている人に再度通知がいくこと は避けなければなりませんね。そういったことがなけれ ば、その人のためになることですね。

今既に誰が申請しているのかということはわかるのですか。

#### 健康医療課長

県においては把握しておりますが、今まさに申請をしている方に対しては、再度通知してしまうことも考えられます。

#### 後藤会長

それについては、県に要望しておかなければなりませんね、通知を行う際には、既に申請した者に再度行うことがないように確認したうえで行うこととするように。 議論としては、おおよそ出尽くしましたか。

#### 高田委員

では、答申の中身としては、公益性があると判断するということになりますね。

後藤会長

そう判断するとすれば、今までの議論のように考えるしかないと思います。

健康医療課長

また、法の附則としまして、理念が定められております。

後藤会長

なるほど、これは法の精神的なものを表しています。 そういう意味ではこういう事案にはいいのかもしれま せん。あまり、理論的なことばかりを議論して実際にも らえる人がチャンスを失うよりは、ちゃんともらえる物 を貰えるようにすることが立法の趣旨にのっとったも のだと考えます。

私としてはそういう結論に達しました。あとはお二方 のご意見をいただければと思います。

池田委員

公益性を第一に考えると同様の結論です。

高田委員

今他の委員方がおっしゃったとおりに思います。

後藤会長

以上で質疑及び審議を終了します。

これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。

再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。

それでは、ただいまから、17時25分まで休憩とい たします。

~休憩中~

## 後藤会長

審査会を再開します。

(17:25)

お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご 審議をお願いします。

(各委員、内容確認)

この答申案にご異議ありませんか。

他の委員

(異議なし)

後藤会長 (17:40)

ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。

本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申してもらいますのでよろしくお願いします。

以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。ありがとうござました。